

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七 年 四 月二十五日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
愛和会広島クリニック	広島市中区住吉町五一七	令和 七・六・一
くしろ外科胃腸科クリニック	広島市西区三篠北町一九―二七イケダビル五F	〃
藤原整形外科クリニック	広島市安佐南区緑井五丁目九―一五	〃
松尾胃腸科内科医院	広島市西区井口明神二―七―一五	〃
前田皮ふ科医院	広島市安佐南区上安二丁目四―三九 二F	〃
みどり心のクリニック広島	広島市安佐南区中筋一丁目九―六ロイヤルニシムラ二F	〃
井之川眼科医院	呉市西中央一丁目三番九号	〃
笠岡レディースクリニック	呉市西中央一丁目三一―九 五F	〃

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
高木 医院	呉市三条四丁目八一	令和 七・六・一
米田小児科医院	竹原市中央二丁目一八一五	〃
医療法人 ささき皮膚科	尾道市高須町四七八番地一〇	〃
こどもクリニックさとう	尾道市久保一丁目二一二	〃
医療法人 汐仁会 橘高内科小児科医院	福山市柳津町一丁目二一三〇	〃
やすはらこどもクリニック	福山市多治米町一丁目一一二三	〃
令和アイクリニック	廿日市市串戸二丁目二〇番一号	〃
やまだ眼科	安芸郡府中町青崎中二四一二六	〃
医療法人社団 永慈会 永田内科医院	安芸郡府中町青崎中二四番二六号クリニック モール向洋二F	〃
くすおか整形外科クリニック	安芸郡海田町新町一七七八	令和 七・六・二

									医療法人社団 渡辺クリニック	名 称
									呉市川尻町西二丁目一一一五	所 在 地
									令和七・六・一	指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七 年 四 月二十五 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
久米歯科医院	広島市中区千田町三丁目一〇―三	令和 七・六・二一
クリスタル歯科クリニック	広島市東区牛田東二―一二―三六	令和 七・六・一
M i l l e 歯科	広島市南区皆実町五丁目六―一八	〃
かしま歯科	広島市安佐南区大町西一丁目四―三八	〃
聖心矯正歯科	広島市西区己斐本町一丁目九―二〇西広島ビル三F	〃
なぎさ歯科クリニック	広島市西区三篠北町一九―二七池田ビル二F	令和 七・六・二〇
山科歯科医院	広島市佐伯区八幡二―二六―二七	令和 七・六・一〇
石井歯科医院	尾道市山波町二四三―一九	令和 七・六・一

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七 年 四 月 二十五 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
フラワー薬局城山店	広島市佐伯区城山二丁目二―二	令和 七・六・一
あすか薬局 中筋店	広島市安佐南区中筋一丁目九番一〇号	〃
リーフ薬局	広島市佐伯区五日市中央五丁目一番四〇号	〃
ザグザグ薬局 松永店	福山市今津町三丁目八番六〇号	〃
どんぐり薬局	福山市多治米町一丁目一番二五号	〃
コスモス薬局 福富店	東広島市福富町久芳一五三九―二七	〃
オール薬局 向洋店	安芸郡府中町青崎中二四―二六	〃